

大学院への教員派遣要項

新潟市教育委員会

1 目的

市立小・中学校，中等教育学校，高等学校及び特別支援学校の教員（ただし，新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例第10条に規定する教育委員会が定める者を除く）（以下「市立学校教員」という。）を本市の教育課題の解決のため大学院に派遣し，教育実践上の諸問題に的確に対応し得る高度な専門的な知識及び技術を習得させ，その資質の向上と指導力の充実を図り，もって本市教育の振興発展に資することを目的とする。

2 派遣先

前項の目的を達成するため，市立学校教員を上越教育大学大学院に派遣する。

3 出願資格

第1項の目的により派遣を希望する市立学校教員で，次の要件に該当する者とする。

- (1) 大学で定める大学院生募集の出願資格を有する者。
- (2) 大学院修了後，引き続き本市の教員として勤務することを誓約した者。
- (3) 出願時において在職年数が6年以上であり，かつ，現任校の勤務年数が1年以上である者。ただし，新潟市採用者は，在職年数が8年以上であり，かつ，現任校の勤務年数が1年以上である者。
- (4) 年齢が出願年度の3月末において45歳以下である者。
- (5) 在外教育施設に派遣された経験のない者。
- (6) 市教育委員会が認める者。

4 派遣内申

- (1) 校長は，前項による出願資格を有する者から派遣の申込があった場合は，市教育委員会に対し，派遣の内申（別記様式1）を行うものとする。
- (2) 前号の内申には，大学院派遣申請書（別記様式2）を添付する。

5 派遣教員の決定

- (1) 派遣希望者に対し，書類選考及び面接による選考を実施し，大学院受験出願を同意する者を登録する。
- (2) 大学院受験出願を同意することで登録された者の中から，受験する者を決定する。
- (3) 受験をして，試験に合格した者を派遣内定者とする。
- (4) 派遣内定者の中から，派遣定数に応じて派遣教員を決定する。
- (5) 派遣内定者の中で，派遣定数により派遣することができなかった者は，次年度の派遣内定者とする。
- (6) 大学院受験出願を同意することで登録された者の中で，受験することができなかった者は，次年度に受験する者として登録する。

6 服務等の取扱い

- (1) 大学院への派遣を希望する者が受験する場合には，職務専念の義務を免除するものとする。

- (2) 入学試験検定料，往復旅費等の受験に要する経費は受験者の負担とする。

7 派遣期間

2年間

8 派遣期間中の身分等の取扱い

- (1) 大学院を勤務公署と見なす。
- (2) 所定期間において修了できない場合，原則として派遣期間の延長は認めないものとする。
- (3) 派遣期間中において，派遣教員に休学，退学又は非違行為があった場合，市教育委員会において必要な措置を講ずるものとする。

9 派遣期間中の責務

- (1) 派遣期間中においても，新潟市教育委員会の服務に関する規定に従い，在籍校の校長が服務管理を行う。
- (2) 派遣教員は，常に派遣の趣旨を認識し，派遣先大学院の指導の下に研修に専念するものとする。
- (3) 派遣教員は，派遣期間中において，定期的に校長に連絡をとり，報告して指導を仰ぐ。また，事故その他特別の事情が生じた場合，速やかに校長に連絡し，その指示を受けるものとする。

10 派遣期間中の経費

派遣期間中における経費は，次によるものとする。

- (1) 通勤手当及び住居手当については，支給する。
- (2) 入学金，授業料及び調査研究にかかる費用，研究及び実習等にかかる費用，及び所属校への事務連絡等にかかる経費は，派遣教員の負担とする。

11 その他

その他必要な事項は，別に定める。

付 則

この要項は，平成10年4月1日から実施する。

平成11年4月1日一部改正し，実施する。

平成12年6月1日一部改正し，実施する。

平成15年4月1日一部改正し，実施する。

平成20年4月1日一部改正し，実施する。

平成23年4月1日一部改正し，実施する。

平成25年5月30日一部改正し，実施する。

平成26年5月30日一部改正し，実施する。

平成28年3月1日一部改正し，実施する。

平成28年5月1日一部改正し，実施する。

令和元年5月1日一部改正し，実施する。